

P F I 事業に対する前払金保証制度について

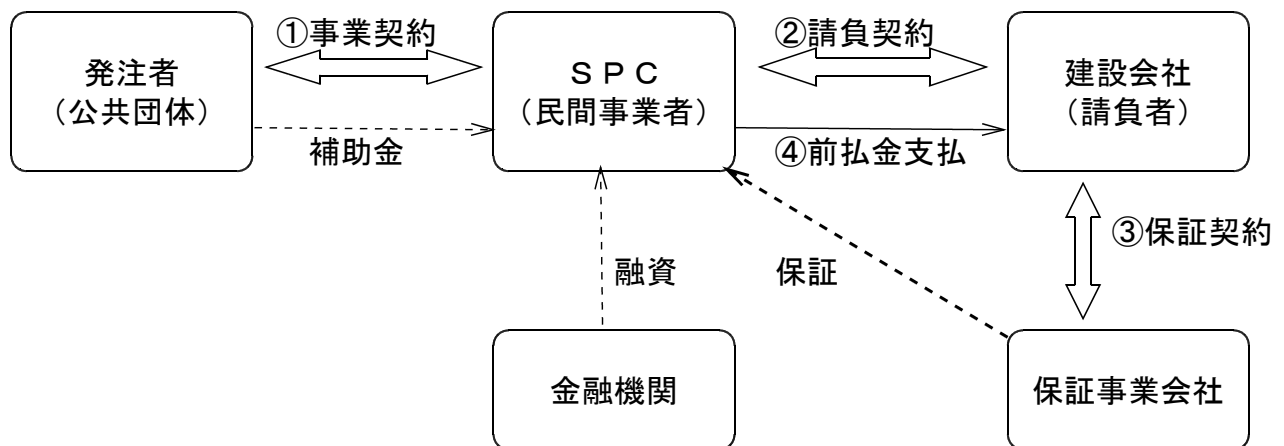
1. 前払金保証制度の概要

前払金保証制度とは、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（保証事業法）に基づき、公共工事の発注者が保証事業会社の保証を条件として、着工時に工事代金の一部（請負金額の40%以内）を請負者に前払金（着工資金）として支払うことができる制度です。国、独立行政法人等、都道府県、市町村等の発注する公共工事のほとんどで適用されています。

この保証は、請負者の帰責時由により発注者が請負契約を解除した場合に、保証事業会社が請負者に代わって発注者に前払金を返還する仕組みになっており、発注者は、安心して前払金を請負者に支払うことができるものとなっています。

P F I 事業の場合は、請負契約の発注者がS P C（民間事業者）となるため、保証事業会社は、S P Cから建設会社に支払われる前払金に対して保証を行うこととなります。

2. P F I 事業における前払金保証制度の枠組み（イメージ）



なお、保証事業会社は、前払金保証の特約として履行保証（商品名は契約保証）も行っています。

3. 前払金保証制度の対象工事

P F I 法に規定する選定事業者の発注する工事及び測量は、平成 1 6 年 7 月 8 日に前払金保証制度の対象になりました。

4. P F I 事業に前払金保証制度を適用した場合のメリット

(1) P F I 事業者のメリット

- 適正施工の確保
- 工事代金支払にかかる損害の填補
- 資金調達に際しての担保軽減手段として有効
- 事務省力・経費の削減
- 建設工事代金の縮減効果

(2) 発注者（公共団体）のメリット

- 工事の適正施工を通じた P F I 事業のスムーズな運営

(3) 金融機関のメリット

- P F I 事業者への融資に際してのリスク分散機能
- 融資資金の用途チェック機能

(4) 建設会社のメリット

- 円滑な着工資金の調達
- 借入金縮小による財務体質の改善
- 既済部分払回数の減少による事務省力化
- 下請企業等への円滑な支払が可能
- 履行保証（契約保証特約）契約締結が可能

※詳細は最寄りの当社支店または営業部にお問い合わせ下さい。